

一般財団法人日本インドネシア協会 会則

2013年11月13日施行
(2015年6月12日一部改定)
(2021年3月11日一部改定)

第1条 (総則)

本会則は一般財団法人日本インドネシア協会（以下「当協会」と言う）の会員について必要な事項を定める。

第2条 (会員の種別)

当協会の目的に賛同した者は、会員となることができる。

2. 会員は、次の2種類とする。

- (1) 法人会員 別に定める会費1口以上を納付する法人および団体
- (2) 個人会員 別に定める会費を納付する個人

第3条 (入会の申請)

会員になろうとする法人及び団体、または個人は入会申込書を当協会に提出し、承認を得なければならない。

第4条 (変更連絡)

会員は入会時に申し出た情報等の変更があった場合、速やかに事務局へ届け出るものとする。

第5条 (会費)

第2条第2項の年会費の額は会員種別に応じて、以下のとおりとする。但し、年次途中に入会する場合は加入の月（入会申し込みが当該月前半の場合）又は、翌月（入会申し込みが当該月の後半の場合）から3月までの月割計算とする。

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 法人会員 | 1口 12万円 |
| 2口目以降、1口増すごとに6万円が加算される。 | |
| (2) 個人会員 | 1口 6千円 |

第6条 (会費の納入方法)

法人会員は、会費の納入を当協会が指定する銀行口座に振り込むこととする。

個人会員は、本協会ウェブサイト上から、以下の3号のうち一つを選択し、すみやかに納入することとする。

- (1) 銀行口座自動引落
- (2) クレジット決済
- (3) コンビニ決済

第7条 (会員資格の有効期限)

第3条に基づいて取得した会員資格の有効期限は、入会日から翌年の3月末日までとする。

第8条 (資格の自動更新)

会員は第7条に定める有効期間満了時までに、退会の申込みが無い場合には、自動的に会員資格が更新されるものとする。

第9条 (会員資格の譲渡の禁止)

会員資格は譲渡禁止とする。

第10条 (会員の特典)

会員は、無料で講演会に出席できる他、月刊誌、Eメールによるインドネシア通信のサービスを享受することができる。

第11条 (退会)

会員は、次の事由により退会する。

- (1) 法人・個人の申し出
- (2) 個人の死亡
- (3) 会費1年以上の滞納
- (4) 除名
- (5) 法人の解散

第12条 (除名)

当協会は、会員が次の各号の一つに該当するときは、当該会員に対し、除名、会員資格停止、その他必要な処置を取ることができる。

- (1) 本会則、その他、当協会の定める諸規則に違反したとき
- (2) 当協会の名誉を毀損し、または秩序もしくは品位を乱す行為があったとき
- (3) 入会申し込み時に届け出た情報に虚偽の申告があった場合
- (4) 当協会の管理及び運営に支障をきたす行為を行った場合
- (5) その他当協会が運営上必要と認めたとき

第13条 (既納会費の放棄)

当協会を退会した者は、既納の会費その他、当協会の資産に対して、返納を請求することはできない。

第14条 (その他)

- (1) 会員への情報提供の遅延、未達による損害に対して、当協会は責任を負わないものとする。
- (2) 会則の変更、サービスの停止や変更については、当協会のホームページ等で周知するものとする。
- (3) 個人会員の登録及び印刷物の送付及び、メール送信先については、海外を除き全て個人住所または個人メールアドレスでなければならない。
- (4) 当協会事務局を、東京都中央区入船3-7-2 KDX銀座イーストビル902号室に置く。

附則 本会則は2013年11月13日から施行する。